基本目標 2 生活に安らぎのあるまち

政策1 災害等に強いまちをつくる(21)

施策体系

施策 1 防災対策等の推進(211)

(1) 危機管理体制の強化(2111)
(2) 市有施設の耐震化(2112)
(3) 浸水対策・がけ崩れ対策の推進(2113)

施策 2 災害発生時における体制の整備(212)

(1) 災害発生時の対応の迅速化(2121)
(2) 災害発生時の体制づくり(2122)

施策 3 地域防災力の向上(213)

(1) 自主防災の充実・強化(2131)
(2) 防火・防災意識の向上(2132)

現状と課題

これまでの想定を大きく上回る被害をもたらした東日本大震災の発生を機に、国をはじめ、全国の自治体で地震による被害の想定や危機管理体制の見直しが進められています。また、気候変動による台風の大型化や局地的豪雨が頻発しており、水害や土砂災害の増加も懸念されることから、効果的な浸水対策などが求められています。

松山市においても、自然災害をはじめとするあらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応するため、平成24年3月に「松山市危機管理指針」及び「松山市危機事象対処計画」を策定し、全庁的な危機管理体制を構築して避難・備蓄対策を推進するとともに、庁内だけではなく、国や県、他市町や防災関係機関、民間団体などと、医療救護に関する協定や各種災害協定を締結し、各組織との連携強化や円滑な救助・救護体制の整備を図ってきました。さらに、災害時の避難所となる小中学校をはじめ、市営住宅や上下水道施設を含めた市有施設の耐震化を計画的に進めています。

浸水対策については、平成13年6月の集中豪雨で特に被害が大きかった10地区を重点地区と位置付け、雨水幹線や雨水排水ポンプ場の整備に取り組んできたほか、平成23年度からは、局地的な集中豪雨時の浸水想定区域や避難情報などを記載した内水ハザードマップを作成し、市民に情報を提供することで、防災意識の向上に取り組んでいますが、このような取り組みを重点地区以外の浸水地域においても推進していく必要があります。

また、東日本大震災では、行政だけによる大規模災害への対応の限界も浮き彫りになりました。今後、東南海・南海地震の発生も危惧される中、市民一人ひとりが災害に備えるとともに、自主防災組織*やNPO*などが活動することにより、自分たちの地域を自分たちで守る、いわゆる「自助・共助・公助」という考え方が必要不可欠になっています。そのため特に、自主防災組織を中心に、消防団や町内会、避難所となる学校や公民館など、地域の関係団体が日常的に協働し情報を共有するとともに、災害時要援護者*に配慮した取り組みを一層充実させ、避難情報などの緊急情報があらゆる人々に確実に伝わるような仕組みを構築することが求められています。

松山市では、自主防災組織の結成率が100%で、平成17年度から養成している防災士*数は全国一となるなど、地域における防災の基盤づくりを進めてきました。また、一般市民を対象とした応急手当普及員の養成や多様な防災訓練にも取り組み、市民の防災意識の向上を図っています。しかし、家庭では、災害時の非常持ち出し品の準備や災害に関する家族会議を行っている市民は3割程度、地震に備えて家具を固定している市民は2割程度で、今後ますます防災意識の啓発に取り組んでいく必要があります。

防災士数及び自主防災組織の結成率

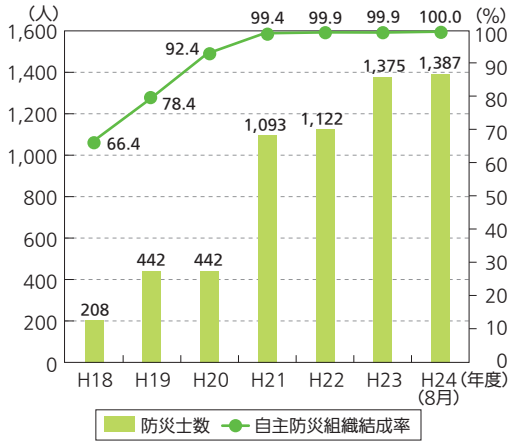

南海トラフを震源とする地震の
今後10、30、50年以内の地震発生率

算定基準日：平成25年1月1日

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）		地震発生確率		
			10年以内	30年以内	50年以内
南海地震	8.4前後	同時 8.5前後	20%程度	60%程度	90%程度
東南海地震	8.1前後		20%程度	70～80%	90%程度もしくはそれ以上

※文部科学省地震調査研究推進本部・地震調査委員会による

施策 1 防災対策等の推進(211)

めざす姿

日頃から危機事象に対する備えが十分にとられており、あらゆる危機事象に対して、迅速かつ的確な対応で市民の安全・安心を守ることができています。

施策の方向性

(1)災害をはじめとするあらゆる危機事象に的確に対応できるよう、庁内体制の強化を図るとともに、避難・備蓄対策を推進します。
(2)市有施設や危険箇所については、優先順位を見極めながら、計画的・効率的な整備を推進します。

主な取り組み

(1) 危機管理体制の強化(2111)

①災害や武力攻撃、パンデミック（感染症が世界的規模で流行すること）などの危機事象に対する全庁的な連絡体制を整備するとともに、国や県の動向を踏まえたマニュアルの作成・見直しなどを進めます。
②災害時の避難場所の整備や避難場所への速やかな誘導のための標識などの整備を行うとともに、備蓄物資や必要な資機材などの整備を進めます。
③危機事象ごとに研修・訓練を実施し、職員の危機管理意識や危機対応能力の向上を図ります。

(2) 市有施設の耐震化(2112)

①学校施設は児童生徒が１日の大半を過ごす場所であると同時に、災害時の避難場所としての機能をもつことから、計画的な耐震化を進めます。
②市営住宅で暮らす住民の安全安心を守るため、計画的に耐震補強工事を実施します。
③災害時に市民が安全に避難地などへ到達でき、また支援物資や復旧資材が速やかに輸送できるよう、道路橋梁の耐震化を図ります。
④上下水道施設は、市民生活に欠かすことのできないライフライン*であることから、計画的に耐震化を進めます。
⑤支所や保育所、消防団のポンプ蔵置所などについて、順次耐震化を進めます。

(3) 浸水対策・がけ崩れ対策の推進(2113)

①未整備となっている準用河川（河川法を準用して市が管理している河川）の整備を早急に進めます。
②ポンプ場や雨水幹線を整備し、浸水対策を進めるとともに、内水ハザードマップの活用により、市民の防災意識の向上を図ります。
③がけ崩れ危険箇所の工事やパトロールによる点検のほか、ポスター・パンフレットなどによる啓発活動を実施します。

[指標]

	指標（単位）	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
①	避難所標識の整備率（%）	74.4	100
②	小中学校施設の耐震化率（%）	81.3	100
③	市営住宅の耐震化率（%）	71.0	88（平成27年度）
④	床上浸水被害の解消率（%）	46.6	64.7
⑤	がけ崩れ危険箇所の整備率（%）	61.0	65.1

耐震化された校舎

施策 2 災害発生時における体制の整備(212)

めざす姿

災害対策本部の機能が充実するとともに、国・県・関係機関との連携が強化されており、災害発生時にも迅速かつ的確に対応できる体制が整っています。

施策の方向性

(1) 災害対策本部機能の充実・強化や、緊急情報を迅速に伝達する手段の確保により、災害発生時に速やかに対応できる体制を構築します。
(2) 国や県、関係機関との連携や、広域での支援体制を強化することで、災害発生時に的確な対応ができる体制を構築します。

主な取り組み

(1) 災害発生時の対応の迅速化(2121)

①緊急地震速報や津波警報などの緊急情報をあらゆる人々に迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線*の整備・活用や、多様な手段による情報伝達に努めます。
②災害発生時の被害を軽減するため、日頃から訓練をとおして、災害情報の収集・共有の迅速化を図るなど、災害対策本部運営の一層の充実・強化に努めます。

(2) 災害発生時の体制づくり(2122)

①国や県、関係機関との連携を強化するとともに、合同訓練などを実施することで、災害発生時にも十分に機能する体制を構築します。
②他自治体との災害時応援体制を強化するとともに、職員の災害派遣や物資の支援をとおして、防災対策や広域応援・受援にかかるノウハウの向上を図ります。
③災害発生時に速やかな医療救護活動を実施するため、マニュアルの作成などに取り組むとともに、医療関係団体との連携を強化します。

[指標]

	指標（単位）	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
①	デジタル防災行政無線*の整備率（%）	0	100

デジタル防災行政無線

災害時等応援協定調印式

施策 3 地域防災力の向上(213)

めざす姿

地域における自主的な防災活動が活発に行われるとともに、自助・共助に対する意識も高まり、まち全体で災害に備える体制ができています。

施策の方向性

(1)自主防災組織*の活動への支援をはじめ、企業や学校における防災力の向上を推進するとともに、地域の関係団体間のネットワークづくりを強化します。
(2)防災イベントや防災教育、防災訓練をとおして、市民の防災意識の向上や知識の習得を図ります。

主な取り組み

(1) 自主防災の充実・強化(2131)

①市内の全域をカバーする自主防災組織の活動をさらに活性化するための様々な支援をとおし、組織の育成及び充実・強化を図ります。
②災害時に建物や防災設備などを効果的に活用し、初期消火や避難誘導の指示ができる「企業防災リーダー」を養成するとともに、県等と連携しＢＣＰ*の策定を促進することで、企業における防災力の充実・強化を図ります。
③教職員を防災士*として養成し、学校における防災力の向上を図るほか、防災教育を充実させることで、児童生徒に自らの安全を守る方法を身につけさせるとともに、自己の役割を自覚させ、地域防災力を担う人材の育成に努めます。
④大規模な被害をもたらす可能性がある石油コンビナート区域の事故防止や安全対策のため、関係事業所間及び関係事業所と消防機関の連携を推進し、石油コンビナート事業所の防災力を強化します。

(2) 防火・防災意識の向上(2132)

①防災イベントや防災教育のほか、応急手当の普及啓発や防災マップ*の更なる周知啓発などをとおして、市民の防火・防災意識の向上を図ります。
②自主的な防災活動を行うための知識を身につけ、減災への備えを行うため、住民参加による多様な防災訓練を実施します。
③民間の建築物について、耐震化の重要性を周知するとともに、特に木造住宅の耐震診断や改修などを促進することで地震に強い住宅の普及に努めます。
④平成23年6月に義務化された住宅用火災警報器の設置が行われていない世帯に対して、設置を促進するための啓発活動を行います。

[指標]

	指標（単位）	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
①	防災士*数（人）※累計	1,375	2,000
②	自主防災組織*による防災訓練への参加者数（人）	71,597	100,000
③	企業防災リーダー数（人）※累計	-	1,000
④	防災に関する市民講座の受講者数（人）※累計	10,947	33,000
⑤	住宅用火災警報器の設置率（%）	58.1	90.0

祝
出
初
式

政策2 安全に暮らせる環境をつくる(22)

施策体系

施策 1 消防・救急・救助体制の整備(221)

(1) 消防・救急・救助体制の充実(2211)
(2) 地域消防力の強化(2212)

施策 2 生活安全対策の推進(222)

(1) 犯罪のないまちづくりの推進(2221)
(2) 交通安全対策の推進(2222)
(3) 消費者行政の推進(2223)

施策 3 良好な衛生環境の維持(223)

(1) 食の安全の推進(2231)
(2) 生活衛生の向上(2232)
(3) 感染症対策の推進(2233)

施策 4 安定した水の供給(224)

(1) 水資源の開発(2241)
(2) 水質管理及び渇水時・緊急時の対応強化 (2242)

現状と課題

市民が安全に安心して暮らせるまちにするには、消防や救急、防犯をはじめとして、日常生活のあらゆる場面における不安が解消されることが不可欠です。

特に、消防・救急体制の充実については、市民アンケートでも重点的に取り組むべき項目とされていますが、地域における消防や防災の担い手となる消防団員は、全国的に減少傾向にあります。松山市においても、消防団員のサラリーマン化や高齢化、地域の過疎化など、環境変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されています。そのため、全国に先駆けて、能力や事情に応じて特定の活動に従事する「機能別消防団員制度」を導入し、ライフスタイルに合わせて活動しやすい環境を整備していますが、今後も消防団員を確保するための取り組みを重点的に進めていくことが求められています。

また、救急出場件数は年々増加していますが、松山市では、高規格救急自動車や高規格救急資機材の整備を行うとともに、現場観察、判断、処置及び病院選定など、救急隊員による一連の救急活動の質の向上に努め、救命率の向上を図っています。一方、防犯については、「松山市安全で安心なまちづくり条例」を制定し、市民や事業者と連携しながら安全なまちづくりを推進していますが、人口当たりの刑法犯認知件数は他の中核市や周辺市と比べても多く、一層の対策が求められています。

市民に最も身近な問題である食品に関する安全・安心の確保には、特に高い関心が寄せられています。近年、食中毒や産地偽装、輸入食品の残留農薬などに関する大きな事故や事件が多発していますが、松山市では、「松山市食品衛生監視指導計画」に基づき、松山市衛生検査センターにおいて細菌検査、食品添加物検査、残留農薬検査などを実施してきたほか、食品関連事業の従事者や一般市民に対する食品衛生講習会を実施するなど、その対策に努めてきました。今後も食の安全の確保に向けた取り組みを継続的に実施することが求められています。

安定した水の供給は、松山市が抱える大きな課題の一つです。現在の水源だけでは、安定して水を供給できないため、現在、黒瀬ダム（西条市）からの分水に取り組んでいます。平成22年9月には、愛媛県、西条市、新居浜市とともに「水問題に関する協議会」を設立し、加茂川及び黒瀬ダムの水の有効活用などについて、科学的データに基づいた客観的な検討・協議を行っているところです。また、市民に安全な水を供給するため、水質検査の信頼性を保証する「水道ＧＬＰ*」の認定を取得し、水道の水質管理体制を充実させており、今後もこれを維持していく必要があります。

救急出場件数　（件）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
救急出場件数	20,143	20,415	20,275	19,908	20,315	21,733	22,221	23,101

食中毒発生状況

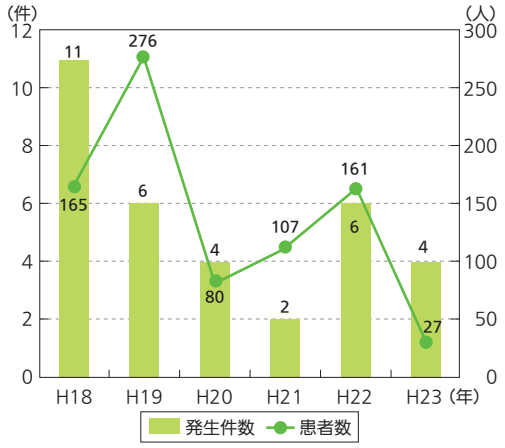

施策 1 消防・救急・救助体制の整備(221)

めざす姿

隊員が十分な知識や技術を身につけ、また、装備や資機材、高度な情報通信システムが整備され、あらゆる事案に即応できる体制が整っています。また、火災予防指導も強化されており、市民や事業者の防火に対する備えが充実しています。さらに、消防団や女性防火クラブの活動が充実し、地域における消防力も確保されています。

施策の方向性

(1)人材の育成や、装備・資機材の整備・充実、情報通信システムの高度化を推進し、あらゆる事案に即応できる体制づくりを進めるとともに、立入検査を強化するなど、火災予防指導の充実を図ります。
(2)消防団や女性防火クラブの活動を支援することにより、地域における消防力の強化を図ります。

主な取り組み

(1) 消防・救急・救助体制の充実(2211)

①高度な専門知識が必要な特殊災害への対応や救命率向上につながる救急活動の質の向上のため、人材の育成を図ります。
②通常の火災や救急事案のほか、大規模災害などにも対応できる装備・資機材の整備・充実を図ります。
③消防救急無線や画像伝送システム、通信指令管制システムなど、情報収集・伝達手段の高度化を図ります。
④防火対象物及び危険物施設などへの適正な指導を行うため、専門的知識を有する職員を養成するとともに、立入検査を強化するなど、火災予防指導の充実を図ります。

(2) 地域消防力の強化(2212)

①地域消防力の要となる消防団員の更なる確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実強化を図ります。
②女性防火クラブによる研修会などをとおして、クラブ員の意識高揚を図るとともに、市民にも波及効果を与えることができるよう、各種支援を行います。

[指標]

	指標（単位）	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
①	火災件数（件）	161（平成23年）	140（平成29年）
②	心肺停止傷病者の社会復帰率（救命率）（%）	8.7（平成23年）	9.5（平成29年）

事業所消防団の放水訓練

施策 2 生活安全対策の推進(222)

めざす姿

防犯や交通安全、消費生活に関する活動が、多くの主体との連携のもと活発に行われており、全ての市民がより安心して生活できるまちになっています。

施策の方向性

(1)関係機関や市民・事業者などとの連携を強化するとともに、各主体が実施する防犯活動の支援などをとおし、犯罪のない安全で安心なまちづくりに努めます。
(2)交通安全教育を推進するとともに、交通事故被害者に対して適切な救済を行うことで、交通安全対策の推進を図ります。
(3)相談体制や情報発信を強化するとともに、消費者団体の育成などをとおし、安心な消費生活のための環境整備を進めます。

主な取り組み

(1) 犯罪のないまちづくりの推進(2221)

①防犯関係機関や地域住民などと連携し、パトロールや啓発活動を強化するとともに「松山市安全で安心なまちづくり会議*」の開催をとおして、住民ニーズを的確に捉え、必要な取り組みを実施します。
②防犯灯の設置などを支援し、夜間における犯罪・事故の未然防止を図ります。

(2) 交通安全対策の推進(2222)

①児童や生徒などを対象に参加体験型の交通安全教室を実施するとともに、特に高齢者や自転車利用者に主眼をおいた広報啓発活動を行い、交通安全意識の向上を図ります。
②交通事故相談所などにおける事故相談や関係援護機関などへの斡旋をとおして、交通事故被害者の救済を図ります。

(3) 消費者行政の推進(2223)

①イベントや消費者教室などをとおした情報発信や、消費者団体の育成、特定計量器*の検査などを実施することで、消費者被害の未然防止に努めます。
②関係機関や団体と連携した相談体制を充実するとともに、複雑・多様化する消費生活相談に的確に対応できるよう、相談員や担当職員のスキルアップを図り、消費者被害の救済に努めます。

[指標]

	指標（単位）	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
①	交通事故の発生件数（件）	3,383（平成23年）	2,800（平成29年）
②	消費生活センター相談件数（件）	1,674	1,800

消費生活センター

施策 3 良好な衛生環境の維持(223)

めざす姿

行政が検査や指導を行うことで、食の安全や生活衛生が十分に確保され、市民が不安なく日常生活を送っています。また、感染症についても常に動向が把握され、感染が発生した際にも、拡大を防ぐ措置が迅速にとられています。

施策の方向性

(1)食品の安全性の検査や監視・指導を強化するとともに、食中毒発生時の速やかな原因究明や拡大防止に努めます。
(2)生活衛生施設への検査・指導の強化や斎場、霊園の整備・管理、動物の適正飼育の推進をとおして、衛生環境の向上を図ります。
(3)感染症発生動向調査を実施するとともに、市民への啓発を強化することで、感染症の予防及び発生時の拡大防止に努めます。

主な取り組み

(1) 食の安全の推進(2231)

①市民や食品業者からの意見を踏まえ、食品の安全性を評価、検証するための計画を策定し、食品検査の充実を図ります。
②食中毒を未然に防止するため、食品営業者に対する衛生監視を強化するとともに、指導及び衛生検査を徹底します。
③食中毒が発生した場合に、原因究明調査や原因となった食品を排除するための適切な措置を迅速に行うだけではなく、各種原因菌を特定するための遺伝子検査を実施するなど、対応を強化します。

(2) 生活衛生の向上(2232)

①施設への立入検査や、入浴施設に対するレジオネラ属菌行政検査*などをとおして、生活衛生施設などの衛生水準の維持・向上に努めます。
②維持管理や老朽化対策など、斎場、霊園の適正な整備・管理を行います。
③人と動物がともに安心して暮らせる地域づくりを目指し、不妊・去勢手術の推進や動物愛護にかかる意識啓発の強化をとおして、動物の適正飼育の推進を図ります。

(3) 感染症対策の推進(2233)

①医療機関において感染症発生動向調査を行うほか、ホームページや広報紙などを活用し、市民に対する感染症予防の啓発を行うことで、感染症の予防や感染症発生時の拡大防止に努めます。

[指標]

	指標（単位）	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
①	食品営業施設の監視件数（件）	3,779	4,100
②	入浴施設のレジオネラ属菌行政検査*適合率（%）	70.0	100
③	犬及び猫の処分数（頭）	1,127	700
④	感染症予防に関する講座などの開催回数（回）	9	15

愛犬のしつけ方教室

施策 4 安定した水の供給(224)

めざす姿

常に安定して、安全で良質な水が市民に供給されています。

施策の方向性

(1)新たな水資源の確保に向けた取り組みを進めるとともに、水道の水質管理を適切に行うことや渇水時における相互応援協定の円滑な運用を図ることで、安全で安定した水の供給に努めます。

主な取り組み

(1) 水資源の開発(2241)

①節水をはじめ、雨水利用や漏水防止、水源かん養など、あらゆる取り組みを実施してもなお不足する水量について、新規水源の開発に取り組みます。

(2) 水質管理及び渇水時・緊急時の対応強化(2242)

①計画的に上水道等の水質管理を行うとともに、民間が設置する貯水槽等の安全性の向上に努め、水質の適正管理を図ります。

②「渇水等緊急時における相互応援協定」を締結する周辺自治体との情報交換を密に行うことで、応急給水体制の整備をはじめとした協定の円滑な運用を図り、渇水時・緊急時における対応を強化します。

[指標]

	指標（単位）	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
❶	上水道の水質基準不適合率（%）	0	0

水質検査

水道ＧＬＰ認定証